

# 介助付き就労実態調査報告書



一般社団法人わをん



# 介助付き就労実態調査報告書

一般社団法人わをん

# 目次

## 本報告書について

- 1 問題意識

## 介助付き就労実態調査報告

### 実態調査 A (調査対象：重度訪問介護利用者)

---

- 2 アンケート調査結果
- 6 インタビュー調査結果
  - 6 大田和利さん (仮名)
  - 8 小田瞳さん

### 実態調査 B (調査対象：重度訪問介護制度を利用している以外の方で障害をお持ちの方)

---

- 10 アンケート調査結果
- 14 インタビュー調査結果
  - 14 佐々木美紅さん
  - 16 高橋めぐみさん
- 18 コラム「働くこと」の生の声

## 報告テーマ「わたしにとっての“はたらく”」

- 20 報告① (登り口倫子)
- 22 報告② (小暮理佳)
- 24 報告③ (岩岡美咲)
  
- 26 奥付

## 問題意識

「職場で同僚と一緒に働けない。在宅ワークで家族の介護を受けながらでしか働けないので、その時間家族も拘束されて困っている。」

「介助が必要なので、気軽にトイレに行くことができず、長時間就労が難しい。」

介助が必要な重度身体障害者の、「働くことの困難さ」について問うたときの、生の声です。

当研究チームでは、日常生活において介助が必要な重度身体障害者を対象に、「介助付き就労」の実態調査を実施したところ、64名から回答がありました。

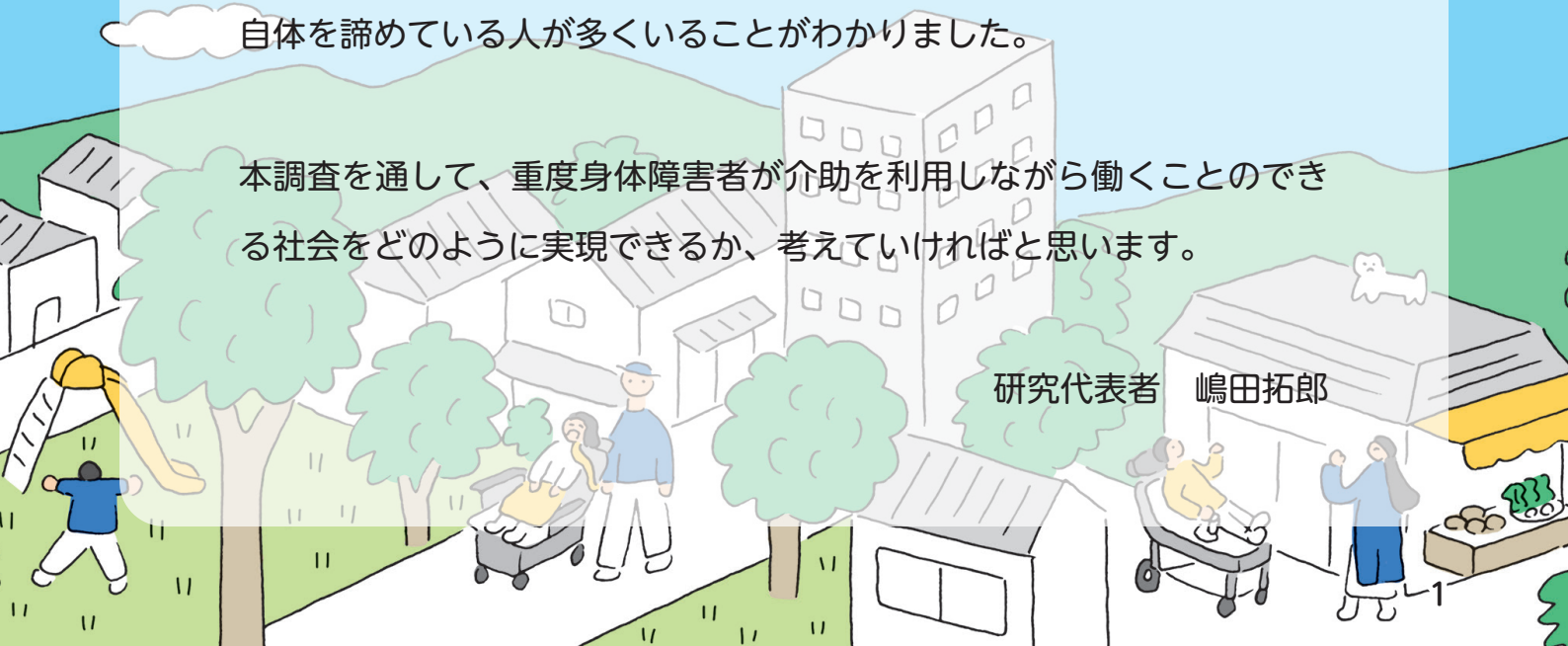
「家で生きるだけならヘルパーを保障し、働いた瞬間に生理現象を自由にできなくなるのはおかしい。」

これはこの調査で聞いた当事者の切実な声です。

多くの当事者が、就労時に水分補給やトイレなどといった生命維持に必要な行動が介助を利用できないことで、就労を制限され、なかには就労自体を諦めている人が多くいることがわかりました。

本調査を通して、重度身体障害者が介助を利用しながら働くことのできる社会をどのように実現できるか、考えていければと思います。

研究代表者 嶋田拓郎



実態調査 A (アンケート) では、重度身体障害があり、重度訪問介護制度を利用しながら普段の生活を送られている当事者に「働くこと」にまつわるご意見をお尋ねしました。

### アンケート調査 A の概要

調査目的： 介助付き就労に関する実態やニーズ把握のため

調査主体： 一般社団法人わをん

調査対象者： 重度訪問介護制度を利用している方

調査期間： 2023年7月9日(日)～2023年8月6日(日)

調査方法： インターネットアンケートシステムによる回答

有効回答数： 33名

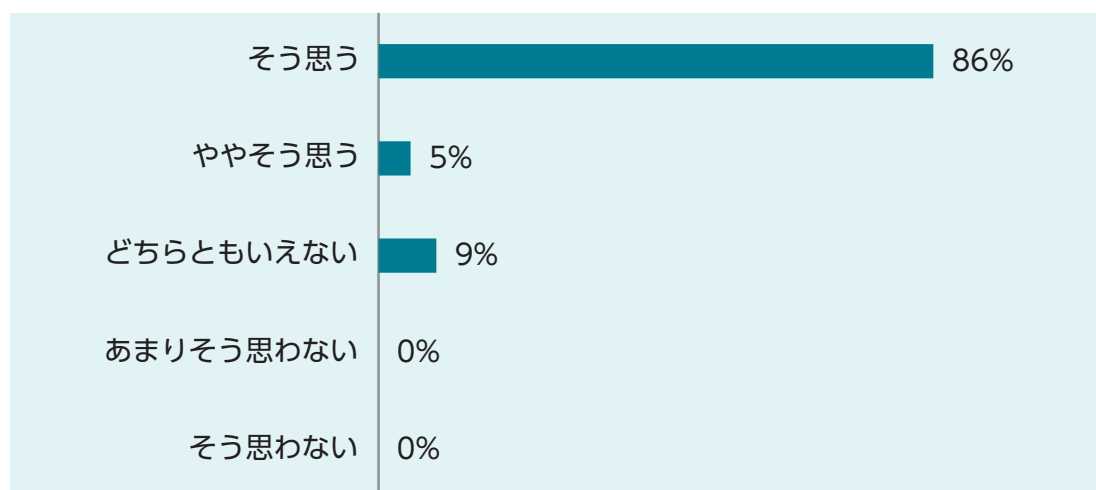
### 就労中には「重度訪問介護」が利用できない実態と課題

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第3項は、重度の肢体不自由者、重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を要するものを対象に、介護、家事などを総合的に支援することを定めています。しかし、現状、重度訪問介護では、就労中ならびに就学中における支援は認められない制度になっています。

日常生活で「重度訪問介護」を利用しつつも、  
就労中は利用していない方はどう思っているのか？



就労中に「重度訪問介護」が利用できるようになれば、  
今よりも働きやすくなると思うか？



※重度訪問介護を利用しており、就労している方ベース (n=22)

## 今、就労中の「重度訪問介護」が認められていないことで、どのような不都合が生じていますか？

ヘルパーさんがいない時に働いているため、水分を取らないということ働く2時間位前から行っています。いつも、急にお腹が痛くなったらどうしようと不安でたまりません。(30代)



進行性の身体障害当事者なのですが、症状が進行するにつれて介助時間を増やさざるを得ないのに、それが許されないというのは、未来設計図を描くと言われていて辛い。(30代)



職場で従業員と一緒に働けない。在宅ワークで家族の介護を受けながらでしか働けないので、その時間家族も拘束されて困っている。(20代)



## もし、就労中の「重度訪問介護」が認められたら、あなたの働き方はどのように変わっていくと思いますか？

オンラインで講師を行うといった自由に仕事をする時間を決められるので、どのタイミングでも働けるようになると思います。また、先方のお客さんに求められている分、多くの時間をそのお客さんに役立つように働けると思います。(30代)



トイレ介助など頼めて、身体の負担が軽減されその分、仕事に打ち込める。(50代)

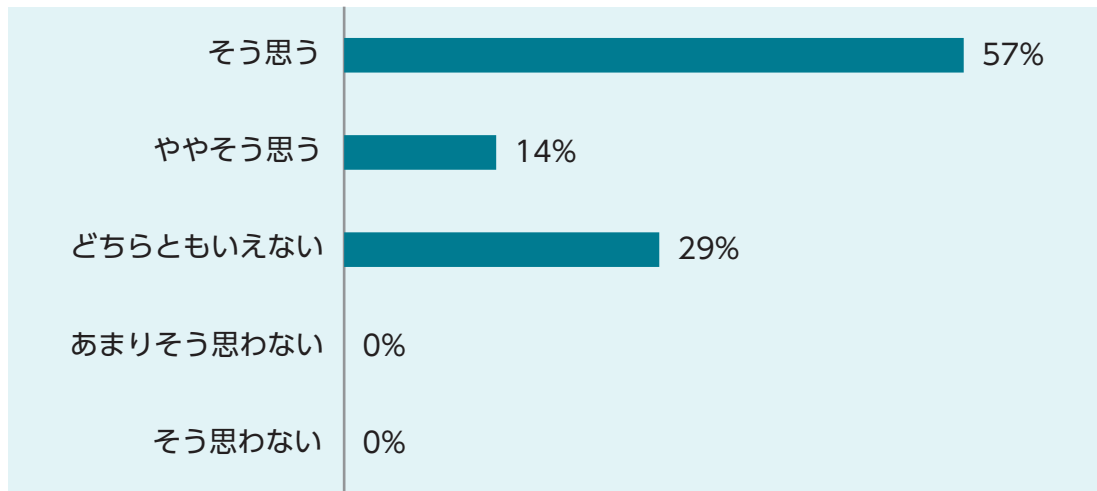


両親の介助を受けている実家から自立して新しい環境で現職を継続するか、転職してリモートワークで貯蓄を増やして、住宅購入して旅行に行きたい。(30代)



※ご意見はアンケート調査にいただいたご意見より抜粋

現在利用している「就労支援特別事業」がなかった場合、  
現在のように就労できていないと感じますか？



※「就労支援特別支援事業」を利用している方ベース (n=7)

なぜ、現在利用している「就労支援特別事業」がなかった場合、  
現在のように就労できていないと思いますか？

休憩時間が制度の対象になっており、その分会社の介助費用負担が減るので、ほぼフルタイム働いている。(40代)



事業者で介助者の給与を補填するのは経営状況によっては厳しい場合もあるから。(30代)



現在利用している「就労支援特別事業」について、  
利用しづらい点や困っている点がありますか？

制度の手続きかつ事務処理が複雑なため、手間しか増えない。利用したいと言にくい。役所の窓口の方も制度を理解していないため、何が正解かがわからない。(30代)



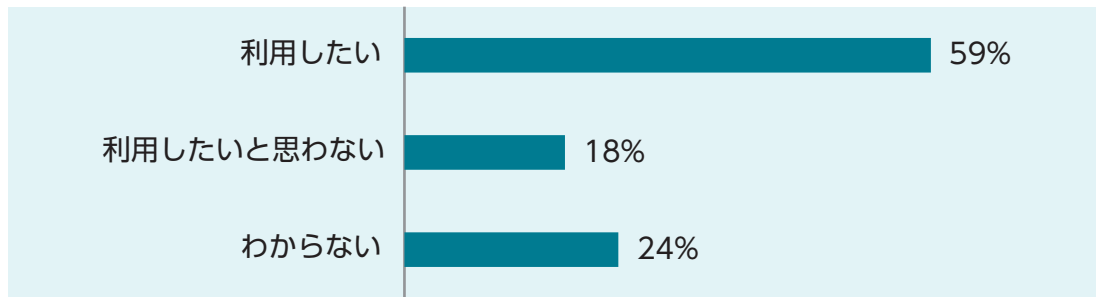
自己負担の問題、雇用先と同一法人による事業所の制限の問題、支給決定時間数の上限の問題など、市町村による制限の格差が多いため国庫負担の重度訪問介護が利用できるようにすべき。(40代)



※ご意見はアンケート調査にていただいたご意見より抜粋



もし「特別支援事業」がご自身の自治体や状況において利用できるようになった場合、利用したいと思いますか？



※住んでいる地域で「就労支援特別事業」がない / これから実施予定の方ベース (n=17)

「特別支援事業」がご自身の自治体や状況において利用できるようになった場合、利用したいと思いますか

何度も市へ要望したが、なかなか認めてもらえず、理由として重度障害すぎて、働けるとは思えないと言われました。(40代)



プライベートも仕事も境目なく介助が連続して受けられるなら、今まで無意識に諦めることに慣れてしまった性格を変えて、ひとりの人間としてもっと堂々と生きていけそう。(30代)



本当は重度訪問介護をシームレスに使えるようにしてほしいが、特別事業が使えないよりは使えた方が雇用主の事業所の負担が減るから。(20代)



※ご意見はアンケート調査にていただいたご意見より抜粋

### 調査サマリー

- ✓ 就労中に「重度訪問介護」を利用できると働きやすくなる
- ✓ 「就労特別支援事業」は、就労する上である程度は役立つ
- ✓ 「就労特別支援事業」に対する手続き上の不満もある

重度訪問介護制度を利用しながら普段生活を送られている重度身体障害をもつ当事者2名から、インタビューを通じて、普段の生活のご様子や、「働くこと」についての現状・課題・今後への期待について、お話をお聴きしました。

## 重度訪問介護制度がシームレスに 利用できるよう整えて欲しい

インタビュー協力者①  
大田和利さん(仮名)  
(20代/男性/京都市在住)



### プロフィール

重度訪問介護制度の利用者である大田さん。先天性の脊髄性筋萎縮症(SMA)2型の障害がある。京都市にある自立生活センター(以下、CIL)の当事者スタッフとして週4日(計20時間)勤務。現状、大田さんが居住する京都市A市は、就労支援特別事業を導入していないため、大田さんの就労中にかかる主な介助費用は、雇用先による持ち出しとJEED職場介助助成金制度によって支払われている。居住自治体に対して、就労支援特別事業導入を求めこれまで3回以上にわたり要望を伝えてきたが、自治体から依然として前向きな返答がない現状が続いている。

### 生活のご様子

京都市内で重度訪問介護制度(支給:767時間/月)を利用し1人暮らしを送る。電動車椅子生活。24時間介助(1人体制)を利用している。入浴時や遠方への外出時に限り2人体制介助を利用する。1週間に換算した場合、約20名の介助者が朝・夕方・夜の3ローテーションを組み介助を提供している。

### お仕事でのご様子

京都市にあるCILの当事者スタッフとして週4日(計20時間)勤務。CILでの主な仕事内容は、ご自身に関わる約20名介助者のシフト組みや、運動部門において筋ジストロフィー入院患者の地域移行支援活動の当事者ピアサポーターを担う。また、入社したての新人介助者の導入として、研修も担当している。

「僕が2人分の働きをしないと割りに合わないんじゃないか」

**Q** 現在、就労中にかかる介助費の支払いについては、雇用先による持ち出しとJEED職場介助助成金(注1)をご利用されているとのこと。現状、困っていることや難しさを感じることはありますか？

僕の雇用先は当事者主体を重んじる当事者団体だから、僕を雇うことが「重荷だ」とははっきりおっしゃることはないんですね。ただ、僕としては、就労中の介助費用を雇用先が肩代わりしてくれている状況をプレッシャーと

して感じる面は大きくあります。僕1人が働くために雇用先が給与の他に介助費用も負担してくれていることを思うと、「僕が2人分の働きをしないと割りに合わないんじゃないか」と思うところがあります。とはいえ、僕がもつ障害の特性上、思うようにバリバリ働くことができるわけでもない。例えば、PCのタイピングが速いわけでもなく健常者の人に比べると時間がかかることもある。そういった意味では、すごくこう・少し肩身が狭いというか、そのように感じてしまうところがありますかね。通勤の場面を取り上げてみても、僕の場合は通勤に片道30分・往復で1時間かかるんです。通勤中の介助費も雇用先が持ち出しで支払ってくれています。僕

注1 職場介助者1名に限定した上で就労中の介助にかかる費用を助成する制度

の1日の勤務時間は基本5時間ですけども、雇用先は就労と通勤これらを合わせた計6時間分の介助費用を負担してくれているんです。(中略)普通の人にとっては「働く」ということはごく当たり前のことなんだと思うんですけども、障害者の場合は働くために介助が要ります。「自分が働くための介助者の給料も雇用先に負担してもらっている」と思い続けながら働かざる得ない状況は正直ちょっと「しんどいなあ」という気持ちがあるといえはありますね。

**Q** 現在、週20時間勤務をされていますが、あらゆる制約がなければ就労時間をもっと増やしたいお気持ちはありますか？

今働いていない曜日に在宅ワークなどの形で勤務することができたら、生活としてはより豊かになる部分もあると思うし、できればそういう形でも働きたいと思うんですけども、なにせ今の状況だと、僕が働けば働く程度雇用先の持ち出しがどんどん増えていくところがあって。なので、僕から雇用先に「もっと働きたい」とはなかなか申し出にくい状況はある感じですかね。「だったら他の副業は？」という質問も出てくるかと思います。今だと、インターネットで副業という形で別の仕事をする 것도可能だと思うんです。ただ、その場合も結局、就労中には重度訪問介護制度が利用できなくなるので、介助が受けられないとなると副業を行うことも難しい状態ではあります。その意味でも、居住自治体での就労支援特別事業の導入実現や、就労中にも重度訪問介護制度が利用できるようにならない限りは、ちょっと僕自身これ以上就労時間を増やすことは難しいかなという感じですね。

#### 健常者と障害者の「働く」・「学ぶ」を分かつ境界線への違和感

**Q** 「働く」ことは生活の一部を成す営みとして捉えたときに、これまでに「就労中の介助も重度訪問介護でいいんじゃないか？」と思われたことはありますか？

そこはものすごく思います。例えば、映画を見に行く、旅行に行く、喫茶店に珈琲を飲みに行く、そういったことには重度訪問介護制度は使えます。だけど、学校に行く、仕事に行く、という話になった瞬間に重度訪問介護制度は使えなくなる。当事者からすると「その線はなんなのか？」という感覚はあって。「生きるために仕事をする」という意味では、そこは健常者も障害者もみんな一緒なんじゃないかなと思うんですけども、「働く」となると急に重度訪問介護制度の利用に急にパンツと線がひかれて、「ここからは利用がダメだよ」となるのは「なんでなの？」と思っちゃいますよね。就学・就労に関係なく同じように重度訪問介護制度が使えるようになってくれたら、障害者の人たちの生活もより・・なんていうんでしょうね・・「普通に生きていける」というとおかしいかもしれないで

すけれども、普通の人々が普通に生きているように、我々障害者の人たちが普通に生きていける環境が整うんじゃないのかなあと思いますね。

#### 1人の人間として自由に選択できる、当たり前になれる環境

**Q** 重度訪問介護制度を就労中にも利用できるようになることで、どのような変化が生じると期待されますか？

今は雇用先が身を削って僕を雇ってくれているという現状があって。すごくありがたいし、やりがいのある仕事もさせてもらっている。僕個人としては、これからも現職を続けていきたいなと思っています。ただ一方で、一般論としては、雇用先が介助費用を持ち出しで支払う状況は、被雇用者に「勤務先を辞める」選択をすることを難しくさせる心境や状況も生むのかなと思うところもあります。一般に被雇用者という視点で見たとときに、働く人の中には当然「就職先の考え方とは合わないな」とか、「もっと違うところで働きたいな」と思う人が出てくるのは珍しい話ではないと思います。重度訪問介護制度がシームレスに使えるようになったら、転職も気兼ねなく選択しやすくなると思いますし、そうなったらいいなあと思います。(中略)もし、重度訪問介護を就労中にも利用できるようになれば、障害者でもあり、労働者でもある1人の人間がより自由に選択でき、当たり前になれるようになるのは、制度の改定によって生まれる大きな変化になっていくだろうなあと思います。

#### 社会参加のための多様な形が保障される社会へ

あとは、お金を稼ぐということに見出す目的は人によって違うとは思いますが、例えば、「お金をたくさん稼いで良い生活を送りたい」と思う人もいるだろうと思うんです。その場合、健常者の人であれば、昼と夜で複数の仕事を掛け持ちという選択も比較的容易にできると思うんですけども、今の僕の状態では同じ選択はできません。障害者が働く上での壁ってやっぱり大きいなあと思うので・・。重度訪問介護制度が就労中にも働けるように変われば、働けて・働きたい障害者にとって「より自由に働ける時間」が広がっていくことにも繋がっていくだろうなあと思います。一方で、障害や体調の程度、その他様々な事情により働くことが難しい人たちもいます。就労に関する制度を整備していくことと同時に、社会参加の形は働くことだけに限定されるものではないので、多様な社会参加の形を保障していくことも同時に行われていけば、この社会はより明るいものになっていくのかなあと思いますし、期待しているところでもあります。

インタビュー実施日：2023年8月27日  
インタビューア：坂口恵莉、岩岡美咲

## 医師として できることをやっていきたい。

インタビュー協力者②  
小田瞳さん  
(40代/女性/東京都在住)



### プロフィール



2014年から甲状腺外科医として勤務する。2019年に多発性硬化症と重症筋無力症を発症し、日常生活を送るために24時間介助が必要になる。今後、企業や介護現場職員を対象に「患者の心のケアも担える産業医」としての就労を目指し、資格取得等日々準備に取り組む。しかし、居住する東京都A市では就労支援特別事業制度の実施がなく、就労することができない状況に直面している。

.....

### 生活のご様子

東京都A市に在住。重度訪問介護(支給:1440時間/月)による24時間体制の介助(2人体制)を利用しながら在宅生活を送る。4つの事業所から派遣される複数名の介助者に関わりながら、日々1児の子育てに取り組む。

### 社会活動のご様子

「NPO法人境を越えて」理事。杏林大学医学部等で講義を行う。居住する東京都A市にて就労支援特別事業の制度導入を求め議会への請願書提出等の市民活動にも取り組んでいる。

居住自治体からの一言、「重度身体障害者が働けるとはちょっと考えられない」

**Q** 東京都A市で就労支援特別事業導入を求めて活動に取り組んでおられますが、これまで、どのようなハードル等がありましたか？

活動開始当初、まず初めに東京都A市の市役所に就労支援特別事業導入の要望を伝えに行きました。でも、その際市役所から受け取った返答は、「当市では今後数年を考えても同制度を導入することはありません」といった内容でした。(中略)東京都A市での就労支援特別事業実施を求める活動には、東京都内にあるJCIL、同じ地域に住まう障害者の仲間たちが力になってくださり、一緒に行っています。東京都A市は就労支援特別事業導入に関する懸念の1つとして、事業予算を組んだものの利用者がおらず予算が無駄になってしまうことを挙げていました。

ほかにも、「重度身体障害者が働けるとはちょっと考えられない」と伝えられたこともあります。今は在宅ワークも増えていますし、東京都A市にも重度身体障害者で働かれている方たちはいらっしゃいますので、東京都A市にはどうか制度を導入していただけないかなと思っています。

夢の実現を阻む1番の障壁は「就労中に介助の利用ができる制度がないこと」

**Q** 今後、「患者の心のケアも担える産業医」として就労することを目指し、資格取得をはじめ勉強に励んでおられます。そのように、今後、医師として実現させたい目標がある中で目標実現の障壁になっているものはありますか？

仕事として企業に雇用されて働くときに、就労中の介助

費用が自費になってしまいます。例えば2人介助の場合だと、1時間あたりに発生する介助費用は4,000～5,000円です。そうなると、お金を払って仕事をしなくてはならない状況が生まれます。「就労中にかかる介助費用を企業負担で」という話もありますが、大体の企業からは断られてしまいます。私たち障害者も仕事をする権利はあると思うんですけども、制度として、「重度訪問介護の利用は就労に伴うものは除く」と書かれているがために働くことができない。「障害者が就労中に介助の利用ができる制度がない」ということが1番の障壁だと思います。

### 医師として働ける

**Q** 過去に居住自治体から「身体障害が重すぎて働けるとは思えない」と伝えられたことがありとのことでした。現在、小田さんご自身のお考えとしては、就労中に介助を利用することさえできれば、医師としての勤務は可能だとお考えですか？

働けます。(中略)確かに、患者さんを診て、触って、治療する、という仕事は障害との兼ね合いで出来ないと思います。(中略)でも、現在はオンラインも普及していて、リモート対応の体制をとる仕事もあります。私は一応、公認心理師の資格も取っていますので、従業員50人以上の事業所に義務付けられている「ストレスチェック制度」の評価等もできます。今後、産業医として会社従業員の医療相談・健康診断の値の評価等、従業員が健康で無理なく働けるよう必要な健康管理や評価を提供していきたいなと思っています。東京都A市での就労支援特別事業導入の取り組みも進んでいるところなので、産業医の資格取得と合わせて、産業医を今後の自分のきちんとした仕事としてやっていきたいと思っています。

### 就労で得た収入を税金として社会にお返しすること だってできるはず

**Q** 重度訪問介護制度が就労中にも利用できることで、特にご自身のお気持ち面ではどのような変化が生じると期待されますか？

わたし個人の人生としては、「働く」ということは病気があっても続けていきたいことです。自分が培ってきた経験を無駄にはしたくないですし、そういった意味でも、

働けるということは、心の支え、やりがい、心の安定にも繋がる人生を生きていく上での必須のことかなと思います。(中略)現状、制度の制約が理由で働けない、ということがすごく悔しい面でもあります。重度訪問介護を余暇活動に利用することはできるのに、なぜか営利活動、利益を生む活動となると重度訪問介護制度を使てはいけません。そこに社会との壁と言いますか、どこか障害者が営利活動に携わることに関する社会のなかにある固定観念を感じてしまいます。(中略)障害者だからといって障害者が「働く」ことを制約する必要はわたしはないと思いますし、働いて稼いだ分は税金で社会にお返しすることもできると思うんです。自治体からの障害者に向けた補助金等に所得制限があってもいいとわたしは思います。所得制限を超えたために当事者が受け取れない補助金が生じたとしても、それはそれで、自治体にとってもメリットとして捉えることもできるので、障害者が働くことによって生じるデメリットって何もないんじゃないのかなって。(中略)道を歩いていて不慮の事故に遭う。突然重度身体障害者になるという事態は、誰にとっても起こりうることだと思います。事故に遭う以前は健常者として働き自由に稼いでいたのに、ある日突然、「あなたは重度訪問介護を就労中には使てはいけません。だから、仕事をしてはいけません」ということになるわけですよ。現行の制度をみるたびに、疎外感や、悲しいなという想いを感じます。

インタビュー実施日：2023年8月26日  
インタビューア：坂口恵莉、岩岡美咲



実態調査 B (アンケート) では、重度身体障害があり、重度訪問介護制度を利用せず普段の生活を送られている当事者に「働くこと」にまつわるご意見をお尋ねしました。

## アンケート調査 B の概要

調査目的： 介助付き就労に関する実態やニーズ把握のため

調査主体： 一般社団法人わをん

調査対象者： 重度訪問介護制度を利用している以外の方で、障害をお持ちの方

調査期間： 2023年7月9日(日)～2023年8月6日(日)

調査方法： インターネットアンケートシステムによる回答

有効回答数： 31名

## (資料) 介助付き就労における課題

### 介助付き就労への 4つの課題

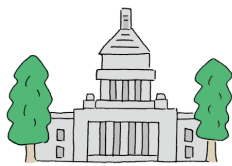
介助を付けて仕事をしたい。  
それがなかなか叶わない背景には  
主に4つの壁があります。



一人じゃ難しい！  
みんなで考えていかなきゃ！

#### 1 公的支援の不足

国や自治体はさまざまな助成を用意しています。ただ勤務中の介助費が一部企業負担、報告が煩雑など課題も。とくに重度訪問介護は就労時に使えないため、ADLに介助が必要な当事者は仕事を諦めたり、必要な介助を我慢して仕事を続けることで体調不良を引き起こしたりします。



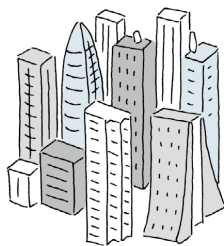
#### 3 ヘルパー不足

全国的に、とくに地方部ではヘルパーが不足しており、事業所に依頼しても見つからないことも。重度身体障がい者の自立生活や障がい者のヘルパーという仕事の存在が社会に知られていない、医療的ケアが必要な人はヘルパーに喀痰吸引等研修を受けてもらう必要があるが実施調整が難しい、などの理由があります。



#### 2 雇用側の敬遠

多くの人が重度身体障がい当事者とかかわったことがないため、介助があれば固有の経験や能力を生かして働ける、またすでに働いている人がいることがあまり知られていません。公的な助成金の手続きが煩雑なため採用を敬遠したり、雇用が継続できなくなるケースもあります。

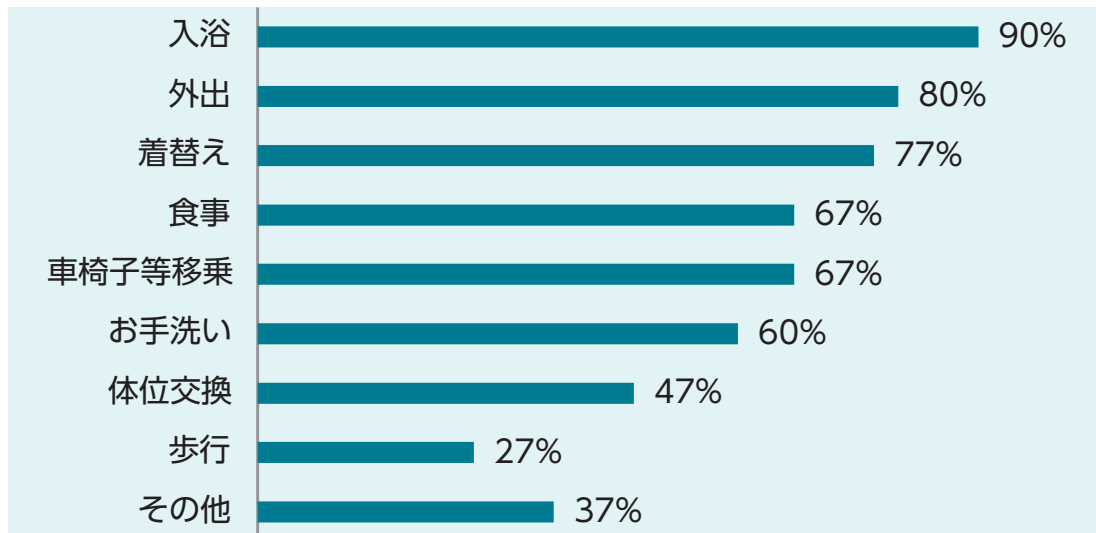


#### 4 ロールモデルが少ない

重度身体障がい者には、公的な助成制度を使ったり、自費で介助者を雇ったり、介助を付けず超長時間勤務にしたりと、さまざまな方法で仕事をしている人がいます。ただ、お手本となる人(ロールモデル)が身近にいないため、仕事は将来の選択肢ではないと諦めている人も。

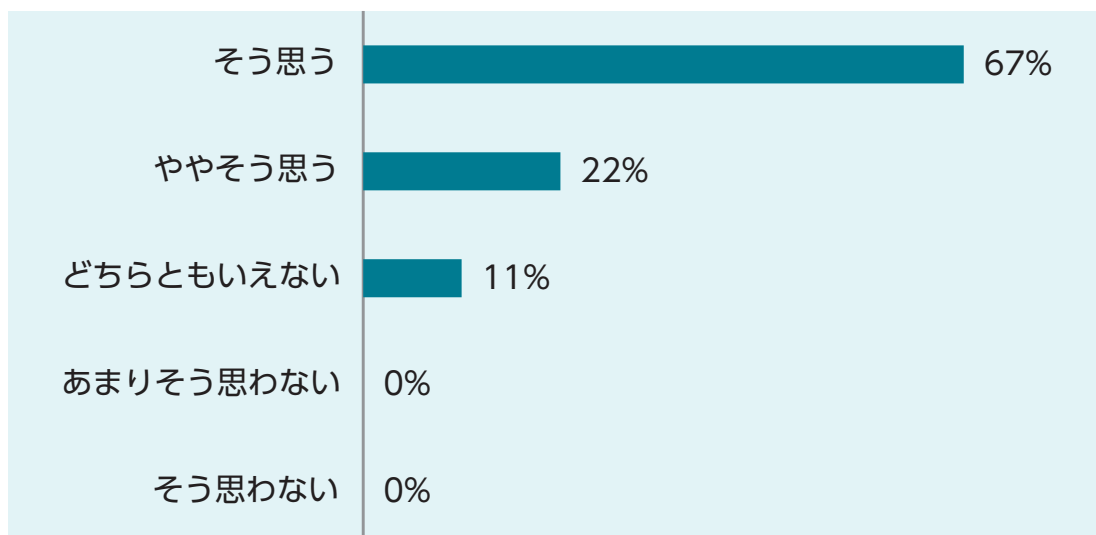


ご自身の生活の中で、現在介助を利用している場面は、どのような場面ですか？



※現在介助サービスを利用している方ベース (n=30)

就労中にも福祉サービスでの介助を利用できるようになれば、今よりも働きやすくなると思いますか？



※就労している方ベース (n=18)

就労中の介助が、福祉サービスで認められていないことで、就労場面において不都合が生じていることはありますか？

宿泊を伴う出張や研修を受けるのが難しい。会社での身体的介護が受けられないため、服の脱ぎ着による体温調節ができなかったり、荷物の出し入れが自身でできる範囲になるためできる業務や勤務の環境に限られる。(30代)



コミュニケーションがとりにくい。メモがとれない。解消されれば、心身の不調が和らぐと思うし、介助をもっといろいろな人たちにみてもらえることになり、「家族」「家庭」のありかたを問うたり広がりができるようになると思う。(40代)



トイレ介助が受けれない。物を落とすと取れない。(60代)



事業所に通う時は移動支援サービスが使えないのでタクシーで通っているが、交通費が出ないので、お給料も交通費に消えてしまう。(40代)



仕事以外の外出は好きなように日程を組めるため、服装などを自分身につけやすいものにするなど工夫すれば行けなくないが、仕事（出張や外勤、通勤）となると慣れていない場所である事や色々な面で難しいという事をとても感じている。またできたとしても、職場に理解してもらわなければいけないことで肩身の狭い気持ちになり、資格を活かせない。(20代)



※ご意見はアンケート調査にていただいたご意見より抜粋



## 将来、ご自身の障害のご状況でも、就労中の介助が福祉サービスで認められたらどのような働き方をしたいですか？

普段は在宅勤務がほとんどだが、介助が得られれば出社を増やしたい。勤務開始前、休憩時間、終業時に上着の脱ぎ着やパソコンのセッティングや片付けをサポートしてもらい、より力を発揮できる形で働きたい。人との関わりの中で働きたい。障害のある自分の姿を見せながら同僚や顧客、取引先との関わりの中で働きたい。(30代)



出張やバリアフリーでない建物であってもアクセスできる。障害の関係で1度で地図を理解できず何度も下見をしていたが、それをしなくても良くなると思えば、精神的負担も減らせる。(20代)



業務を進めるにあたって、健常者の職員と同じような動きの組み立てで考えることができ、自分に置き換えた時の時間や動き工夫、心の負担が減りそう。(30代)



薬剤師免許をつかって自分のペースで漢方の仕事をしたい。(40代)



移動支援サービスが通勤にも適用になれば、もっと事業所で働くことが出来ますし、外勤にも行くことが出来る。お昼休みなどの休憩時間中に食事介助や水分補給の介助を受けることで、身体の負担が軽くなる。(40代)



※ご意見はアンケート調査にいただいたご意見より抜粋

### 調査サマリー

- ✓ 就労中に「介助サービス」を利用できると働きやすくなる
- ✓ 就労中の「介助サービス」が認められていないことで業務内容の範囲や業務中の健康維持の不都合が生じている
- ✓ もし認められたらより出張や外勤に出るような働き方への期待がある

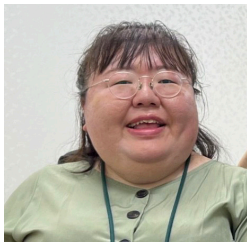
重度訪問介護制度を利用せず、普段生活を送られている重度身体障害をもつ当事者2名から、インタビューを通じて、普段の生活のご様子や、「働くこと」についての現状・課題・今後への期待について、お話をお聴きしました。

## 1 日中お手洗いを我慢しなくても働ける環境を

インタビュー協力者①  
佐々木美紅さん  
(30代/女性/北海道在住)



### プロフィール



脊髄性筋萎縮症による身体障害がある。北海道札幌市にて居宅介護制度を利用しながら自宅にて配偶者と暮らす。居宅介護制度を利用している理由は、1人暮らしを始めた18歳当初、重度訪問介護を利用できる事業所が近くに見つからなかったことにある。居宅介護制度で支給される介助時間数も短いため、現状、生活で必要とする介助が十分に足りているとは言い難い現状にある。重度訪問介護への切り替えについては現在検討中とのこと。

### 生活のご様子

居宅介護制度を利用。介助時間数については、身体介護108時間/月、家事援助15時間/月の支給がある。利用ができる介助時間数を日単位に換算すると1日約3時間程度になる。入浴介助は2人体制のため利用時間数も2倍になる。介助は1日を通じて計4回に分けて利用し、休日は配偶者が介護をしている。

### お仕事でのご様子

現在はフリーランスのライターとして在宅にて就労している。フリーペーパーの記事の執筆等を担う。過去には、公的機関にてアルバイト、コールセンタースタッフ、旅行会社職員として勤めていた職歴をもつ。

就労中のお手洗い問題がしんどくて何度も辞職を考えた

**Q** 過去に公的機関にてアルバイト、コールセンタースタッフ、旅行会社職員としてお勤めになられていた職歴をおもちですが、これまで、就労中に介助が利用できないことによってどのような大変さがありましたか？

お手洗いが自分の中では大きな問題でした。(中略) 前職では旅行会社に勤めていたのですが、職場の上司や同僚

はとても障害があることを理解しようとしてくださる方たちでした。それでも、当時、フルタイムで働いていたんですけども、職場ではヘルパーさんをつけられないため、お手洗いは朝から晩まで我慢していました。どうしてもお手洗いを我慢しきれず、お腹が痛くなることもありました。もうそんなどうしようもないときには、上司に「すみません、お腹が痛いので」と伝えて、自宅に戻り、自宅にヘルパーさん呼びお手洗いを済ませることもありました。お手洗いの問題はなかなか大変でしたね。しんどかったです。就労中の水分摂取を控えるようにもして

はいましたが、やっぱりお手洗いには行きたくないのですよね。(中略) 前職の会社には13年勤めましたが、このお手洗い問題がしんどくて、何度も会社を辞めたいと思うことがありました。

### Q 就労中のお手洗いを我慢することで、体調に影響が生じることはありませんでしたか？

就労中にお手洗いを我慢することが関係しているか定かにはわかりませんが、就労中に水分摂取を控えるようにしていたので、前の職場に勤め始めて3年目あたりのころだったと思うんですけど、尿管結石ができてしまったことがあります。当時、医師からは「水分をたくさん摂ってください」と言われていたのですが、就労中は飲めなかったので、今振り返って思えばお手洗いの我慢が影響していたのかな？とも思います。

#### 就労中に一切の介助が受けられなくなる不安

### Q 現在は在宅ワークの際、配偶者の方からサポートを受けているとのことですが、就労中に介助を利用できないことで、どのような困りごとがありますか？

自宅で仕事をしている最中にインターネットの接続が切れてしまうことなんかもあります。そんなとき、モデムの抜き差しをしたいと思っても自分ではできないので、一度接続が切れてしまったらもうそのままになってしまう。在宅とはいえ、そんなときは不安になりますし、就労中にも介助してもらうことを認めてもらいたい、と思いますね。コロナ禍になって、主人の在宅勤務が増えたので今は主人に助けられているんですけども、いつまでこの状況が続くかはわかりません。主人の出勤が再開した場合、私が在宅ワークをしていく上で不便なことや困ることはたくさんありますし、とても不安です。

#### 介助が利用できることで超えやすくなる採用条件「週20時間以上勤務」の壁

### Q 就労中に介助の利用ができるようになったとしたら、今後、どのような働き方やお仕事をされたいですか？

一般的に障害者雇用枠で採用されるには「週20時間以上勤務」を満たさないといけないんですよ、確か。今は様々な問題があって週20時間以上働くことは難しいです。2024年4月より、10時間以上20時間未満へハードルが下がると聞いていて、仕事ができるかもしれないと希望があります。ただ、今私が利用する居宅介護では、在

宅であればお手洗いは支援可と言われました。しかし、単発で入る形になるので、利用者とヘルパーの時間調整が難航してくるのが現実です。それでも緊急で呼び出して、会社に来てもらえる制度ができれば、精神的負担はかなり減ります。

札幌市では、条件が一致した場合になりますが、重度障がい者等就労支援事業として就労中の支援が認められています。地域ごとに制度のばらつきがあるので、全国で統一してほしいですね。

私の場合、介護事業所を見つけるのはかなり大変ですが、重度訪問介護に切り替えて、就労中にヘルパーさんを使えるなら、週20時間勤務の壁は超えやすくなるかなと。在宅勤務にこだわらず、出勤や、出張などもできるかもしれない。そこで体力に自信ができてきたら、さらに30時間、フルタイムへと上を目指せる人もいかなって思いますね。(中略) ヘルパーさんがいてくれることで、体勢を整えてくれたり、行きたいときにお手洗いに行けたり、安心感もありますよね。障害者一人一人状況が異なるので、体のことは普段から介護をしているプロでないとなかなかできません。

前職に入社したとき契約社員だったんですよ、私。同じ契約社員でスタートして、正社員になっていく人たちがいるんですよ。もし、ヘルパーさんがいて、就労中にトイレに行くことができるのであれば、私も同じように正社員を目指したかったという気持ちがあったんですよ。そこは悔しかったですね。上を目指したかったんですよ。(中略) 13年も働いていれば、一緒に入社した同期の中からリーダーや課長になる人たちも出てくるんです。だけど、私はずっと平社員のまま。当時20歳の時に就労中のトイレ介助を利用する制度が整っていたとしたら、お手洗い問題に注がざる得ない労力を仕事に費やして、正社員の試験にチャレンジできていたかもしれない。そうなれば、私も今頃部長だったかもしれません(笑)。重度身体障害がある次世代の人たちが今後働いていくと思うんですけども、今後制度上のバリアがなくなっていくことで、私が50歳、60歳になったときに、世の中に重度身体障害がある部長がいたら嬉しいな、って思います。本当に能力のある人たちがたくさんいます、障害があっても。その人たちの力を活かさないのはもったいない。社会にとってももったないってすごく思うので。

インタビュー実施日：2023年8月30日  
インタビューア：坂口恵莉、登り口倫子

## 「社会の義務を果たしている障害者」を 迎え入れる体制をもつ社会へ

インタビュー協力者②  
高橋めぐみさん  
(40代/女性/北海道在住)



### プロフィール



脳性麻痺による重度身体障害がある。北海道札幌市にて約10年間のアパート1人暮らしを経て、現在は住宅型有料老人ホームにて生活を送る。ヘルパー確保が困難になったことが主な理由。生活に必要な介助は入居施設併設のヘルパー事業所を利用する。居住自治体の北海道札幌市では就労支援特別事業が既に実施されているが、居宅介護利用者は事業利用

の対象としては認められていないため、就労中の介助ができない状況に直面している。

### 生活のご様子

入居施設併設のヘルパー事業所が重度訪問介護制度の利用に対応していないため、居宅介護制度を利用中(支給:120時間/月)。1日に介助を利用することができるのは約3時間。家事・食事・更衣・入浴・服薬・口腔ケア等の場面で介助を必要とするが、現行の支給時間数では生活上必要な介助が十分に賅えていない現状がある。

### お仕事でのご様子

就労継続支援A型事業所に務める。高橋さんご本人も事業所の立ち上げメンバーでもあり事業所での勤続年数は延べ22年に及ぶ。仕事の主な内容はパソコン講習の講師。在宅ワークを基本とするが講習で外出が必要になる機会も少なくない。1日に3時間~4時間、週4日勤務。

### 就労中の水分摂取は我慢

**Q** 現在パソコン講師としてお仕事をされていますが、就労中に介助の利用ができないことによって、具体的にどういった場面でお困りになられていますか？

職場の職員の人たちも忙しいので、例えば、水分摂取の介助を頼むにも頼みづらいところがあります。なので、就労中の水分摂取は我慢しています。(中略) あとは、私にとって「座る」という行為も実は意外と難しくって。ずっと座っていると腰や脚が痛くなるんです。普段の生活の

場合だと、座っている際の姿勢のポジショニングの介助は1時間間隔で頼んでいます。就労中に姿勢を直す介助が受けられないのは難しいかなって。(中略) また、午前中までに仕事が終わらず、職場でお昼をまたぐこともあります。そんな日の昼食は自分の手でつまんで食べられるパンやおにぎりといった軽食になります。普段入居施設で過ごす日も、昼食のときはもともとヘルパーさんを頼んでいないので、昼食が軽食になる点は変わりませんが、ヘルパーさんを頼めるときには、入居施設では刻み食の食事を頼んでいて、ヘルパーさんに全面的に介助してもらいながら食べています。

長時間の座位をとる際に必要なポジショニングが受けられない

Q 就労中に水分補給を我慢したり、座る姿勢のポジショニングができないことで生じる身体への負担や影響はありますか？

やっぱり長時間車椅子に座っていると、身体が固まってしまって、移乗ができなくなってしまいます。(中略) 介護タクシーを利用するときは、車の助手席に座るんですね。なので、車椅子からの立ち上がりができないとなると介護タクシーを利用することも難しくなるので、その点でも車椅子に座ったままの長時間の仕事はちょっと難しいかなと思いますね。

介護タクシーを使うとなると手元に残るお金はもうほぼゼロ

Q 事業所に通勤する際、通勤のために自費で介護タクシーを利用をせざる得ないことも少なくない伺いました。お給料で得られる金額と、介護タクシー代で支払う金額のバランスはどうか？

いやぁ・・・介護タクシーを使うとなると、手元に残るお金はもうほぼゼロですね。マイナスになることもあります。朝の支度に必要な介助を受けられる時刻がヘルパーさんの都合もあって8時30分、わたしの出勤時刻直前のタイミングになってしまうんですね。支度を終えた後に地下鉄を利用して出勤するとどうしても仕事に遅れてしまうので、特に朝はどうしてもタクシーを使うことが

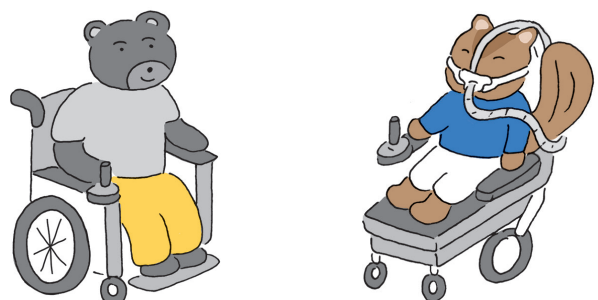
多くなってしまいます。

「社会の義務を果たしている障害者」という考え方に基づく雇用形態を

Q もし、就労中に介助が利用できる制度があったら、今後、どんな風な働き方や仕事をされたいですか？

就労中に介助を利用できる制度があったら、パソコン講習やサポートのためにいろんなところへ行きたいし、電話での相談窓口を行ったり。もっともっとパソコンサポートとして出来ることの幅が広がるんじゃないかな、広がっていきななって思いますね。今、AIのことがよく話題になりますが、AIの力もうまく取り入れて、なおかつヘルパーさんからの介助も受けながら、「パソコンをいかに仕事にも生活にもどう上手に活用していくか」をテーマに、自分自身も学びながら、障害者に限らず色々な人を対象に、パソコンサポートの仕事の続けていきたいなと思っています。(中略) 神戸市にあるとある社会福祉法人の代表者の方がおっしゃっていたことの中に「障害者も納税者に」という言葉があって。なんだろう・・・最近、それがあべき姿じゃないのかなって思い始めています。やっぱり「守られるだけの障害者」ではなくて、「社会の義務を果たしている障害者なんだよ」という考えで、どんどん雇用の形態が変わってくればいいな、っていうのが私の願いですね。

インタビュー実施日：2023年8月27日  
インタビューア：坂口恵莉、登り口倫子



ここでは、本調査プロジェクトにおけるインタビュー調査を通じて垣間見させていただき調査協力者4名それぞれがもつ「働くこと」の生の声をご紹介します。

### ●大田和利さん（仮名）（20代／男性）の声

## 「誰かの役に立つ」ってということが自分にとって生きていく上ですごく大切に嬉しいこと

勤務先 CIL 主催のシンポジウムの中で言われていたことでもあるんですけども、「働く」という言葉には「傍を楽にする」という意味があるそうなんです。語源を調べると「働くとは、周りの人を楽にすること」そういった定義が載っているそうなんです。僕もこの定義を初めて聞いたときに、「なるほど」と納得したところがあって。「働く＝お金を得ること」。こうした1つセットになった価値観も1つあると思うんです。僕自身にとっても暮らしが営めることは大切です。だけど、それ以上に、「誰かの役に立つ」ってということが自分にとって生きていく上ですごく大切に、嬉しいことなんだなって感じる場所があります。同じように障害を持っていて困っている人たちってたくさんいるんですけども、同じく障害を持つ立場からサポートやアドバイスをしたり、一緒に悩んだり。これって、相手の人をサポートするために行っていることではあるんだけど、ただ自分がそこに携わることができている、何か人のために役に立てているということに、自己肯定感というか、嬉しいって表現すると言葉が簡単過ぎるかもしれないんだけど、でも、嬉しさを感じているし。そうやって人の役に立つことに携わりながら、加えて、お金も頂けるのであればさらに嬉しいってところがあって。全部がボランティアってなってしまうと、妥協してしまったり、手を抜いてしまうところも出てくるかもしれない。お金を頂くことで生まれる緊張感もありますし。そうですね、「働く」って、誰かの役に立つことであったり、誰かが喜んでくれたり嬉しい想いをしてくれることであったり。仮に相手が喜んではいなくても何かの助けに繋がっているのであれば、それは僕が働くことに見出すやりがいなのかな。

### ●小田瞳さん（40代／女性）の声

## 身体が障害されても、やりたいことは障害されていない

わたしは元々甲状腺外科として働いておりました。そのきっかけには、過去に自分がバセドウ病を患った経験があります。当時の患者経験の中で「医者になりたい」と志す出来事もありましたし、何よりそうした自分の経験を活かして甲状腺外科の道に進もうと思いい、これまで専門医としてやってきました。現状としては、今後も甲状腺の専門医としてやっていくことは難しいです。（中略）それでもやっぱり、医者という仕事はこれまで人生かけて目指してきたことでもありますし、「医者だからできること」をこれからもやっていきたいと思っています。医者ってやっぱり一生勉強だと思うので、一生勉強して、新しいこともやっていきたい。そこは障害に関係なく。自分の身体が動かない部分については介助者との連携があれば取り除ける障壁です。そして、きちんと就労することによって、生活も安定させる。わたしは1児のお母さんでもありますので、子どもがやりたいことや、今後の道を決めていくときに応援してあげられる経済状態でもありたい。それに、自分で働いて稼いだそのお金で、趣味だったり、新しい習い事をしたいとか、また海外旅行に行きたいな等と思うこと、ありませんか？それって普通のことじゃないですかね。なんとなく障害者だとそういうことをしてはいけない、大人しくしていないといけないというのがある気がします。障害者が働くため就労中の身体面の介助は介助者がやってくれるにしても、仕事自体を介助者がやってくれるわけでは決していない。あくまでも自分がやらなくてはいけないこと。そういった意味でも、障害者が働いて稼いだ収入で自分の楽しみになることをしてもいいんじゃないかなと。（中略）わたしも、就労して、お金を稼いで、自分がやりたいことを実現していきたいなと思っています。やりたいこと、欲望っていう点で、普通の人たちと障害者の人たちが変わりはないんですけどね。身体が障害されても、やりたいことは障害されていないんですけどね、ということはいつも感じています。

# あなたにとっての「働く」とは？

## ●佐々木美紅さん（30代／女性）の声

### 人生の最期まで「社会と関わって繋がっていく喜び」を忘れないで生きていきたい

お伝えするのはどこか恥ずかしいですが、「働く」とは「傍を楽にする。周りの人を楽にする。楽しませてあげること」と書かれているのをどこかで読んだことがあって。私がこれまでしてきた仕事で、直接相手を喜ばせる、助ける、という内容ではなかったですが、でも、「自分のやっている仕事を通じて社会の誰かや何かのための貢献できてる」と思えたことはすごく嬉しくて。幼い頃から高校3年生までずっと入院生活を送っていたので、「自分はもう社会で役に立てない人間なんじゃないか」と思っていたこともあったんですが、働くことを通じて、「誰かの、何かの役に立ててるんだ」と思えたかなって。生きる価値っていうか。嬉しかったです、働けて。だから、障害者でもヘルパーさんを使うことで、働く喜びを味わえる人が増えるのではあれば増やしたい、と思って、今回の調査にも協力したいと思いました。今こうやってリモートでお話できる時代なので、私も将来病気の進行して、寝たきりになって動かせるのが目だけになったとしても、このご時世目で動かせる装置もあるので、人生の最期の最期まで、「社会と関わって繋がっていく喜び」というのを忘れないで生きていきたいな、と思いますね。



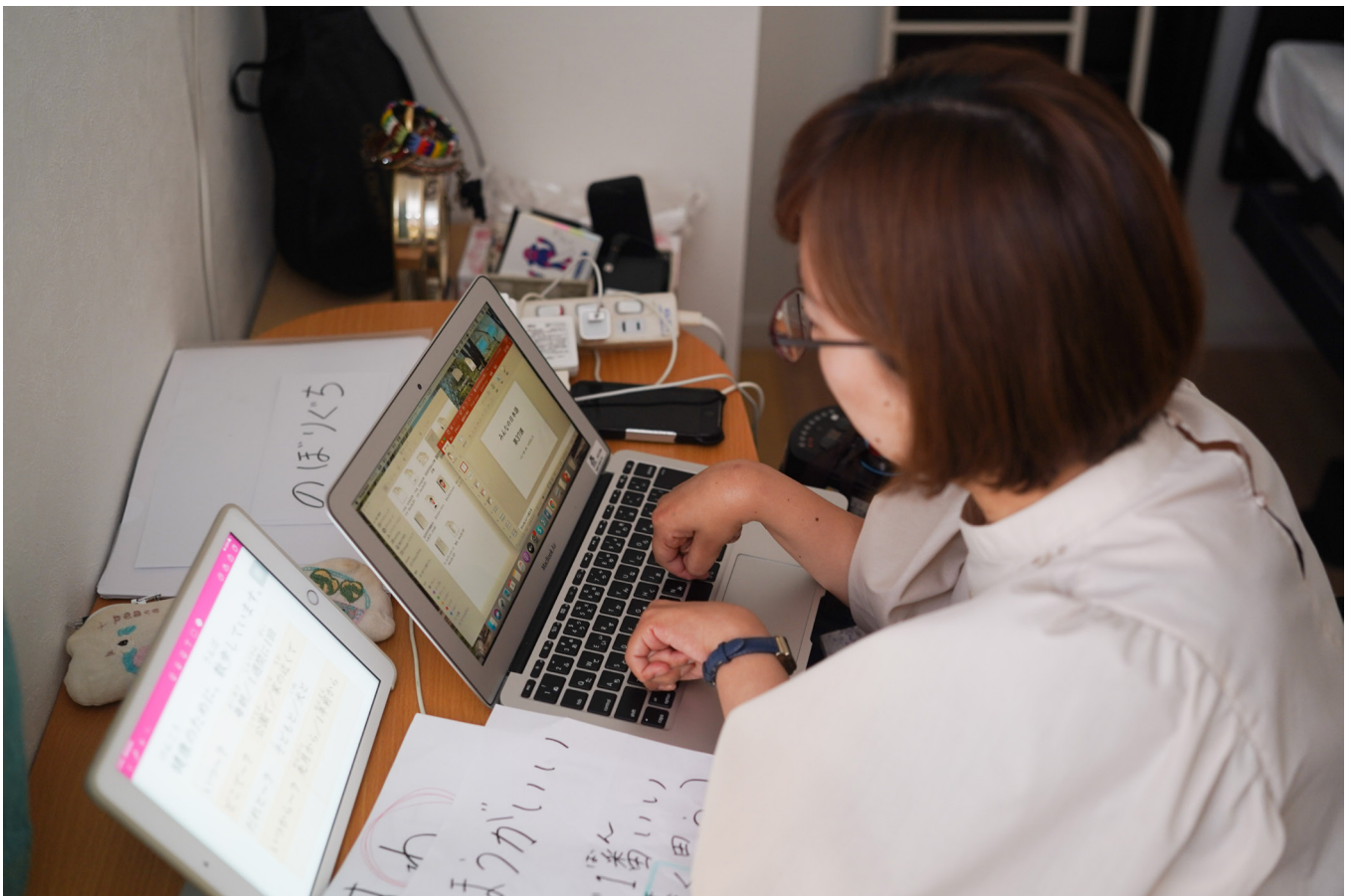
## ●高橋めぐみさん（40代／女性）の声

### 人の役に立つことで自分の心が豊かになる。生きてる喜びを感じられる。

働くことって、自分に自信をもつことができるようになることだと思うんですね。「障害を持っていても社会の役に立つことができる」。働くことは、義務感や責任感だけではなく、まずは自分が楽しむことが大切だと思っています。そして働くことを通じて、社会とつながっていることを感じますし、社会の中における自分という存在をあらわすこともできる。それから、確かに年金という収入もありますが、働くことによって多かれ少なかれ収入が得られるので、自分の力で収入が得られることの喜び、大きな自信にもなりますし、達成感を感じることができるのかな、って。そう思います。私の場合は、仕事でパソコンの講習をしますので、講習に使う教材も作らないといけないので、そこにかかる労力を考えるとお給料の額は正直割に合わないな、とは思っています。でも、講習を受講してくれる受講生のみなさんがいる限りは、できるだけことはしたいなあ、とは思っています。（中略）人の役に立つことで自分の心が豊かになる。生きてる喜びを感じられるので、人の役立つっていうことは、結局自分の役にも立てることもなるんだなって思っています。

## トイレができないだけで働けない？ 働くスタートに立たせないという人権問題

登り口 倫子



日本語レッスンの準備

「トイレができないだけで働けない？」日常的に介助を必要とする1人の障害者であるわたしの切実な声をきっかけに、「介助が必要な人が働けない」とはどういうことなのかを自分ごととして考えてもらう機会になればと思いながら、発表をいたします。

「もし会社にトイレが一つもなかったら」「トイレがあっても、皆さんの体では自力は無理だったら」「自分でトイレができないことを理由に、皆さんが持っている能力や経験を無視されたら」という仮定で、「それでも働き続けられますか？」という質問を皆さんに投げかけます。



わたしは、脳性麻痺でトイレや入浴、着替えや寝返りなど日常生活の全てに介助が必要です。毎月、1日ほぼ24時間のヘルパーの時間数（重度訪問介護）が認められています。10数名のヘルパーの介助を受け、一人暮らしをしています。日によって筋肉の硬さや体の調子が違うため、わたしの介助に慣れたヘルパーが来ることで、体調を崩さず日々生活できます。それは同時に、自分の能力を発揮して仕事する時も、わたしの体のことをよく知っている人に介助に入ってもらい、トイレなどの生理現象が自由にできることが不可欠であることを意味します。

しかし、働こうとして就職活動に取り組んだり、企業に面接を受けに行くと、必ず壁になるのは、車椅子を利用していることやトイレ介助を必要とすることが認められない、という問題でした。求人票には「車椅子不可」「自力通勤可能」「身辺自立」と備考欄に書かれてあったり、障害者雇用納付金制度に基づく「障害者介助等助成金」が使いづらいために、事業主が利用を良しとしなかったりと、何年経っても働くスタートラインに立てない状況でした。約10年前に、3年ばかりで就職活動を行ったときも、いつも同じ障壁にぶつかりました。

わたしはとうとうあきらめて、「雇わなくていいから、仕事している姿を見てほしい」と企業に直談判して頼みました。すると、わずか3日で「あなた働けるね」と採用が決まったのです。働けることが目に見えてわかると、「重度障害者は何もできない」というイメージは払拭できるのだと実感しました。その後、雇用先のトイレも広くなるよう改装され、「障害者介助等助成金」の申請もしてくれました。ただ、トイレ介助のために雇った職員は事業主の裁量で雇われていたために、トイレ介助が必要ない間は他の業務に回されて、見守りや自由なタイミングでのトイレ介助は保障されず、また、「本来の業務の時間を割いてまで、助成金のための毎月の報告書作りはできない」と事業主は助成金利用を辞めました。

次に採用された職場では、大学生時代に取得した社会

福祉士が生かせる相談員の仕事に就きました。職場では、手の空いている女性職員が介助に入ってくれるなどの配慮がありましたが、どうしても、わたし自身の業務と介助に入ってくれる職員の業務のタイミングが合わず、トイレの機会を逃すことが続きました。わたしは次第に水分を摂ることを過度に調整するようになり、結果、熱中症や頭痛の症状に見舞われ、救急車を呼ばなくてはならない事態が生じるようになりました。本当は、3年以上働けば、相談員の新しい資格が取れるはずでしたが、そのことは生きることと引き換えにあきらめざるを得ませんでした。

仕事を辞め、家で過ごすようになった途端、重度訪問介護を利用して、慣れたヘルパーの介助を受けられるようになります。「家で生きるだけ」ならヘルパーを保障し、「働いた瞬間に」生理現象を自由にできなくなるのはおかしいと思いませんか。このことはとても切実であり、そして、この当然の疑問を皆さんにも考えていただきたいと思います。

今は、日本語教師の資格を取り、外国人にオンラインで日本語を教えています。自由な時間帯に仕事ができるため、ヘルパーがいない時間を作り、そのタイミングで就労することで、なんとか少しでもお金を得ています。しかし、トイレを我慢することはできないため、介助がない状態で働くことができるのは2～3時間が限度です。もっと働きたいし、日本語学校などで対面でも教えたいと思っています。

「重度障害者は働けない」というイメージを持っている人は多いです。しかし、それは間違っています。重度障害があるから働けないんじゃない。介助手段がないから働くスタートに立てないのです。わたしたちに必要な介助が、事業主に委ねられる仕組みではなく、自分の決定権で受けられる仕組みが必要です。

このように、「切実で現実的な社会の課題を考え、具体的な対策が必要だ」と思っていることをお伝えして、本日の発表を終えたいと思います。

## はたらくことが当たり前じゃない 社会であることを知って

### 小暮理佳



自宅にてパソコンで作業する様子

4歳から大阪で育ったわたしは、地域の公立学校から私立大学まで、比較的インクルーシブな環境で教育を受けながら育ちました。そのような環境で育ったわたしは、障害があっても、日常生活全般に介助が必要でも、なにをするにも「みんなと一緒にがいい」。時には壁にもぶち当たりながら、自身の希望を周りに伝え続

け、周りのみんなと同じような経験をしてきました。

そんなわたしが「はたらきたい!」と思ったきっかけは、大学生の頃に経験した学内でのアルバイトでした。そこで初めてもらった給料明細にとっても感動し、「わたしもこうやって仕事をして、お金を稼いで、好きな



ことをして、好きなものに囲まれて生活をしたい！」  
と思い、卒業後の一般企業への就職を目指し、大学2  
年生のころから就職活動を始めました。

しかし、就職を目指すわたしに、いくつもの大きな社  
会的障壁が待ち構えていました。まわりにロールモデ  
ルとなる知り合いがいないこと、社会がわたしのよう  
な重度身体障害者を知らないこと、会社の設備面の問  
題、体力がないわたしにとって大きな壁となったはた  
らく時間の問題、そして生活には使える重度訪問介護  
が経済活動には使えないこと。

それらの壁があることをはじめて知ったわたしです  
が、「やってみないことには何も始まらない」、「やっ  
てみたらきっと道は開ける」、そう思い、情報収集を  
したり、周りに相談をしながら就職活動を続けていき  
ました。

そんなわたしに社会的障壁はどこまでもしつこくつき  
まとい、「どうしてもはたらきたいの?」「福祉的就労と  
いう選択肢もあるんじゃない?」「トイレにひとりで  
行けるようになったらエントリーできますので頑張っ  
てください。」周りからそのような言葉を投げかけら  
れ、「あ、わたしのようない介助が必要な重度身体障害  
者がはたらくことって、社会では当たり前じゃないん  
だ…」と強く感じ、これは一人の力ではどうし

もできないと思い、ストレスで大きく体調を崩す前に、  
大学4年の年末に就職活動をやめる決断をしました。

就職活動はやめましたが、なくなることのない社会的  
障壁の数々をなんとかしたいという思いは強く残って  
いたので、大学卒業後は、同じ課題意識を持った仲間  
たちと、社会に介助付き就労を知ってもらうためには  
たらきかける活動をしてきました。

2020年10月に「雇用施策との連携による重度障害  
者等就労支援特別事業」という制度ができました。

この制度は簡単に言うと、自治体が導入すれば使える  
制度であるため、導入されていない自治体に住む人は  
この制度は使えない、介助をつけてはたらく権利が保  
障されないということです。いまだ実施自治体は少な  
く、実施してもらうには自治体との交渉が必要な場合  
もあります。さらに、この制度は仕組みが煩雑であり、  
当事者からすると、やはり重度訪問介護の経済活動解  
禁でないと、完全な権利保障とは言えないと思います。

重度訪問介護の経済活動解禁までは、道のりが長そう  
ですが、わたしたちにとって介助とは、場面を問わず、  
生きるために必要なことです。この視点を軸に、介助  
付き就労について、社会全体で考えていってほしいと  
思います。

## 就労支援特別事業を利用して 在宅ワークをするリアル

岩岡美咲



仕事の様子

地元の市立大学に長期履修制度を利用して6年通い、卒業が近づいてきたとき、私は漠然と「はたらかたい」という思いがありました。大学に進学した人の多くが思うであろう、卒業する前に就職活動をして卒業後にはたらく。それと同じように私も大学を卒業したらはたらかたいという単純な思いでした。当時は、障害者

が通勤することや経済活動を行うために介助者（福祉サービス）の利用はできず、日常生活のすべてに介助が必要な私は、はたらかたい→何ができるだろう→介助者が必要→制度がない…以下、無限ループに陥っていました。

大学卒業後のことでもうひとつ悩んでいたのが一人暮らしについてです。それまで実家暮らしで、何不自由ない生活を送っていましたが、私も家を出て介助者と共に生活できるようにならなければいけないと考えるようになりました。そんな中、出会ったのが株式会社 DL の大城社長です。はじめは「一人暮らしをするお部屋を探したい」とご相談しました。私の近況などもお話ししてもらいながら、株式会社 DL のホームページを見ると SDG s の文字を見つけました。私は「福祉もどうですか？履歴書出しますよ！」とその場の勢いで大城社長に言ってしまいました。家探しのご相談をした数日後、大城社長から「もし美咲さんが本当に就労する気があるのなら具体的に検討させていただこうかと思っています」と連絡がありました。はたらきたいと言いながら、何をしたらいいかわからないままでしたが「履歴書出していいですか」のひと言が本当にはたらくに繋がるとは思ってもいませんでした。私はそこから北九州市の就労支援特別事業の利用に向けて動き出しました。

「北九州市はどうやって就労支援特別事業を取り入れてもらったの？」これは本当に私に答えられるノウハウはありません。市議会議員さんが重度障害者就労支援特別事業について、議会で取り上げてくださったことが大きいかと思います。さらに、役所の方々は就労支援特別事業の複雑な手続きをサポートしてくださいました。

そして、昨年3月から週3回、株式会社 DL でのアルバイト（在宅ワーク）が始まりました。日々申し込みやキャンセルなど動きがある不動産情報の更新をしたり、物件資料を作成したり、最近では社内報の作成も担当させてもらうようになりました。業務は朝の訪問看護が終わった30分後から始まるので水分補給をしてパソコンの準備をします。職場の先輩と zoom を繋いでその日の業務内容を指示してもらいます。それから業務を行い、終業時に zoom で報告します。

途中で疑問が出て LINE や社内のメッセージ欄で教えてもらえます。就労支援特別事業を利用して仕事でも介助者がいてくれるので、姿勢を整えたり水分補給をしたり安心して業務に集中することができます。

私は、就労支援特別事業を利用して「はたらく」ことができています。「運が良いね、ラッキーだね」と言われればそれまでですが、決してその一言で終わらせてはいけないと思います。私は大城社長に出会えたことから、自分ではたらくチャンスをつかめたと思っています。障害があってもなくても誰もが同じように「はたらく」スタートラインに立てる環境作りをしていかなければなりません。自治体によって就労支援特別事業が取り入れてもらえない当事者の声を聞きます。住んでいる地域によって、就労支援特別事業が使える人、使えない人がいていいはずがありません。また、複雑な手続き、そして就労支援特別事業を利用してからも複雑な書類のまとめの協力をしてくれるヘルパー事業所がないとはたらくことはできません。「バイトして偉いね」「はたらいててすごいね」「頑張ってるね」健常者がはたらいても偉いね、すごいねなどと言われることは少ないかと思います。どうして重度障害者がはたらくことが特別なのでしょう？どうして重度障害者の日常生活では通学や就労が区切られてしまうのでしょうか？重度障害者がはたらきたいと思っても介助が必要だから、制度がないから諦めなければいけないのはとてもおかしなことだと思います。

私自身、日常生活でもお仕事でも障害の特性上一人ではできないことがたくさんあり、配慮をお願いすることはあります。しかし障害者であることを理由に「障害があるからこの程度で大丈夫、仕方がないね」などと絶対に思われたくありません。会社でもそこにいるだけで大丈夫な存在にならないように、成長していけるようになりたいと思っています。

## 介助付き就労実態調査報告書

発行：2023年9月  
一般社団法人わをん

〒180-0005 東京都武蔵野市御殿山 2-21-14-2F  
TEL：0422-24-9334  
ホームページ：<https://wawon.org/>

私たちは、日常的に介助が必要な重度障害者が、  
地域で自分らしく生きるための支援を行う、  
当事者と介助者の団体です。

介助付き就労アンケートプロジェクトチーム：  
嶋田拓郎、藤澤優、坂口恵莉、岩岡美咲、小暮理佳、登り口倫子、北地智子

編 集：坂口恵莉  
イラスト：米村知倫 (Yone)  
デザイン・印刷：株式会社 大川印刷



本報告書は、トヨタ財団 2021 年度研究助成プログラム  
(助成題目：「24 時間介助が必要な重度身体障がい者の  
就労にむけた実現戦略 一介助付き就労を阻む社会システ  
ムの合理性を運動論から問いなおす」、代表：嶋田拓郎、  
D21-R-0042) の助成を受けたものです。謝意を表します。



